

鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく**鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大**する大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、**追加関税率を50%に引き上げ**。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。
- 2026年4月2日に**対象品目の一部削減**、特定品目に対する**軽減税率（10～25%）の設定を発表**。

第1次トランプ政権

- | | |
|---------|---|
| 2018年3月 | 鉄鋼製品に 25% の追加関税
アルミ製品に 10% の追加関税 |
| 2020年1月 | 特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は 25% 、
アルミ派生品は 10% の追加関税 |

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

- | | |
|------------|--|
| 2025年3月12日 | 鉄鋼・アルミ製品・同派生品に 25% の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加 |
| 2025年4月4日 | アルミ缶・缶ビールを対象に追加 |
| 2025年6月4日 | 鉄鋼・アルミ製品・同派生品に 50% の追加関税 |
| 2025年6月23日 | 冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加 |
| 2025年8月18日 | 鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加 |
| 2026年4月2日 | 鉄鋼・アルミ製品・同派生品の対象品目削減
特定品目に対する税率を10～25%に引き下げ
鉄鋼・アルミ派生品の課税方法を変更
※含有量に基づく輸入申告価格の一部から全体に対する従価税に変更 |

例外措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- 申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

- 2026年4月2日以降、**全廃**
- 232条関税の対象品目を追加する新プロセスを2025年4月30日に導入、2025年に3回追加要請を受け付けたが、同制度は布告発表日の2026年4月2日に即日廃止となった。ただし、既に受理済みの申請分についての扱いは不明。

(出所) 米国政府公開資料 (2026年4月14日時点)

銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。当初、課税対象は半製品・派生品のうち、銅部分のみだったが、2026年4月6日から**輸入申告価格全体に変更**。
- また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%
対象品目	<ul style="list-style-type: none">■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	<ul style="list-style-type: none">■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など■ 銅スクラップ■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)

(出所) 米国政府公開資料 (2026年4月14日時点)

追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品

- 対象品目のHTSコードは、2026年4月2日付[大統領布告](#)の附属書または、4月3日付米国税関（CBP）の通関業者向け[ガイドンス](#)の附属書を参照。
- 対象品目が鉄鋼・アルミ・銅の**複数含有する場合、関税率は重複して適用されない。**

品目	税率	品目の米国関税分類番号 (HTSコード)
鉄鋼製品 (全部)	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品 (一部)	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品 (一部)	25%	布告附属書I-B
アルミ製品 (全部)	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品 (一部)	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品 (一部)	25%	布告附属書I-B
銅製品 (一部)	50%	布告附属書I-A
銅製品 (一部)	25%	布告附属書I-B

対象外品目

1. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、鉄・アルミ・銅を一切含有しない物品
2. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、HTS番号72類、73類、74類、76類に分類されるものを除き、232条関税対象金属の重量が総重量の15%未満である物品
3. 世界貿易機関（WTO）の「民間航空機貿易に関する協定」の対象となる民間航空機およびその部品。ただし、米国が各国・地域と締結した相互貿易協定の中で、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税を適用しないと定めている場合（日本、韓国、英国、EU）。

国別の例外措置

■ 米国産の鉄鋼・アルミ・銅

95%以上米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品に対する232条関税率は**10%**。

■ 英国産の鉄鋼・アルミ

95%以上英国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品で、附属書I-A掲載品目に対する232条関税率は**25%**、附属書I-B掲載品目に対する232条関税率は**15%**。

■ ロシア産のアルミ

附属書I-A、I-B、IIIに掲載されるロシアのアルミ製品・派生品は**200%**

品目別の軽減措置

■ 産業機器・電力機器（附属書III掲載品目）

2026年4月6日～2027年12月31日までの輸入に対しては、一般関税率（MFN税率）が**15%未満の場合は232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上であれば232条関税は課さない**（MFN税率のみ課される。）

ただし、米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミから製造される製品は、**MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計し10%、MFN税率が10%以上であれば232条関税は課さない**（MFN税率のみ課される。）

ただし、米国が正常貿易関係（NTR）のステータスを付保しない国の製品は、232条関税率は**25%**。

2028年1月1日以降は原則25%（附属書I-Bと同様の扱い）。

木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、**木材・製材および木材製品に対し追加関税を課す**大統領布告を発表。課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。**なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。**
- 追加関税は**10月14日に発動**。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2027年1月1日に関税率を引き上げ予定（注）。

	対象品目				
	木材・製材	カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品		キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2027年1月1日（注）	10月14日	2027年1月1日（注）
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
	英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする。				
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01、4406.11.00、4406.91.00、4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00	9401.61.4011、9401.61.4031、9401.61.6011、9401.61.6031		9403.40.9060、9403.60.8093、9403.91.0080 （注）キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品に該当しない品目は対象外。	

（注）当初は2026年1月1日より関税率が引き上げられる予定だったが、2025年12月31日に発表された**大統領布告**により、引き上げ時期が1年間延期された。
（出所）米国政府公開資料（2026年4月14日時点）

一部の半導体への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき、**一部の半導体に対して100%の追加関税を課す**大統領布告を発表。
- 米国内のデータセンター、公共セクターやスタートアップ企業による使用、修理・交換、研究開発用途、非データセンター向け民生用途を目的とする場合は**関税の対象外**。

発表の概要

発動日時	2026年1月15日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	半導体 ただし、下記の仕様に該当する場合のみ（注1） 1. 総処理性能（TPP）が14,000超17,500未満、かつ総DRAM帯域幅が4,500GB/秒超5,000GB/秒未満 2. TPPが20,800超21,100未満、かつ総DRAM帯域幅が5,800GB/秒超6,200GB/秒未満
HTSコード	8471.50、8471.80、8473.30

対象外となる使用用途

いずれも米国内の

- 100メガワット超必要とするAI推論・学習・シミュレーションまたは合成データ生成のためのデータセンターでの使用
- 修理・交換用途
- 研究開発用途（注2）
- ロボティクスや産業機械を含む非データセンター向け民生用途
- ゲーム、コンピュータ、プロフェッショナルビジュアライゼーション、ワークステーション、自動車を含む非データセンター向け民生電子機器用途
- スタートアップ企業（注3）、公共セクターによる使用

対象品目が複数の関税の対象になる場合

追加関税の対象となる半導体が他の232条関税（自動車・同部品、中・大型トラック、同部品、鉄鋼・アルミ・銅、木材・製材および木材製品関税）の対象となっている場合、**半導体への追加関税が優先され、それ以外の232条関税は課さない。**

（注1） TPPおよびDRAMの詳細な定義は、附属書参照。（注2） 定義は附属書参照。

（注3） 定義は、合衆国法律集第15編第77条b項a号(19)に基づく。（出所）米国政府公開資料（2026年4月14日時点）

医薬品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年4月2日、1962年通商拡大法232条に基づき、一部を除き、**特許医薬品などに対して100%の追加関税を課す**大統領布告を発表。

		概要					
対象品目	付属書Ⅰに記載の特許医薬品および関連する医薬品原料						
HTS コード	2918.99.3000	2921.49.3800	2921.49.4300	2922.19.0900	2922.29.2700	2922.49.2600	2922.50.1400
	2922.50.2500	2924.29.6250	2925.29.2000	2928.00.3000	2930.90.9235	2931.90.2200	2932.20.2000
	2933.19.3500	2933.19.4500	2933.29.2000	2933.29.4500	2933.39.4100	2933.49.2600	2933.59.2100
	2933.59.3600	2933.59.4600	2933.59.5300	2933.59.5900	2933.79.0800	2933.79.8500	2933.99.4600
	2933.99.5300	2933.99.5590	2933.99.6100	2933.99.6500	2933.99.7000	2933.99.7500	2933.99.9000
	2934.30.2300	2934.30.2700	2934.99.3000	2934.99.4700	2935.90.4800	2935.90.6000	2937.11.0000
	2937.12.0000	2937.19.0000	2937.22.0000	2937.23.1010	2937.23.1050	2937.23.5010	2937.23.5020
	2937.23.5050	2937.29.9040	2937.29.9050	2937.29.9095	2937.50.0000	2937.90.4500	2937.90.9000
	2938.90.0000	2939.11.0000	2939.19.2000	2939.19.5000	2941.10.5000	2941.90.1050	2941.90.3000
	2941.90.5000	2942.00.0500	3002.12.0040	3002.13.0010	3002.13.0090	3002.14.0010	3002.14.0090
	3002.15.0011	3002.15.0091	3002.41.0000	3002.42.0000	3002.49.0050	3002.51.0000	3002.59.0000
	3002.90.1000	3002.90.5220	3002.90.5250	3003.20.0000	3003.31.0000	3003.39.1000	3003.39.5000
	3003.49.0000	3003.90.0120	3003.90.0140	3003.90.0180	3003.90.0190	3004.10.1010	3004.10.5010
	3004.20.0010	3004.20.0083	3004.31.0000	3004.32.0060	3004.39.0010	3004.39.0055	3004.41.0000
	3004.49.0005	3004.49.0010	3004.49.0020	3004.49.0030	3004.49.0040	3004.49.0050	3004.49.0060
	3004.49.0070	3004.50.5005	3004.90.1000	3004.90.9201	3004.90.9206	3004.90.9208	3004.90.9210
	3004.90.9211	3004.90.9215	3004.90.9216	3004.90.9225	3004.90.9236	3004.90.9243	3004.90.9246
	3004.90.9249	3004.90.9251	3004.90.9252	3004.90.9253	3004.90.9260	3004.90.9263	3004.90.9267
		3004.90.9268	3004.90.9270	3004.90.9271	3004.90.9273	3004.90.9276	
	対象企業	①付属書Ⅲに記載の企業	②付属書Ⅲに記載のない企業	③商務長官が承認した米国内での工場建設計画を有する企業			
	発動日	7月31日	9月29日	7月31日(①の企業)/9月29日(②の企業) ※2030年4月1日まで			2030年4月2日
	追加関税率	(一般関税率と合計して) 100%		(同左) 20%		(同左) 100%	
	英国は10%、日本、EU、韓国、スイス、リヒテンシュタインは一般関税率 (MFN税率) と合わせて15%を上限。						

医薬品への追加関税措置を決定

- 米国原産の医薬品や希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料、ジェネリック医薬品および関連原料は**関税の対象外**。また、付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を提携している企業の医薬品および関連する医薬品原料も、2029年1月20日まで**関税の対象外**。

対象外となる品目

- 米国原産の医薬品
- 希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料など
- 付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を締結済みおよび商務省と国内生産回帰協定を締結済または交渉中の企業が製造した医薬品および関連する医薬品原料
※ただし、2029年1月20日まで
- ジェネリック医薬品および関連原料
※商務長官は本布告の日付から1年以内に、ジェネリック医薬品および関連原料の輸入を制限するための措置が必要かどうかを大統領に報告しなければならない。

その他の注意事項

- 対象品目が複数の関税率の対象になる場合、最も低い税率を適用する。
- 関税の払い戻しは適用可能。